

## 【東京地裁無罪判決の判示（要旨）とその問題点】

2020・3・16 弁護士古川元晴

第1 本件公訴事実の要旨（略）

第2 前提となる事実（略）

第3 本件の主たる争点（8）

1 はじめに

\*結果回避義務を課す前提として、人の死傷の結果及びその結果に至る因果の経過の基本部分について予見可能性があったと合理的な疑いを超えて認められることが必要（8）。

2 当事者の主張の骨子

（1）指定弁護士の主張

（2）弁護人らの主張

\*指定弁護士の主張する結果回避措置を法的に義務付けるには、一般的・抽象的な危惧感ないし不安感では足りないのはもちろん、信頼性及び成熟性の認められる知見に基づく具体的根拠を伴う予見可能性が必要。

3 本件の主たる争点

①被告人らにおいて、本件発電所に一定以上の高さの津波が襲来することについての予見可能性があったと認められるか否か。

②その前提として、どのような津波を予見すべきであったのか。

③そして、津波が襲来する可能性について、どの程度の信頼性、具体性のある根拠を伴っていれば予見可能性を肯定してよいのか。

\*信頼性・・・予見義務の要件

\*具体性・・・予見可能性の要件

第4 本件における予見可能性についての考え方（11）

1 予見すべき津波（11）

\*業務上過失致死傷罪が成立するためには、行為者の立場に相当する一般人を行為当時の状況に置いたときに、行為者の認識した事情を前提に、前期のとおり、人の死傷の結果及びその結果に至る因果の経過の基本的部分について予見可能性があったと認められることが必要。

\*10m盤を超える津波の襲来（略）することの予見可能性があれば（略）、十分に予見可能であったといえることができる。

\*10m盤もしくは13m盤を大きく超える津波が東側正面全面から襲来することの予見可能性までは不要というべきである。

\*「行為者の立場に相当する一般人」・・・「社会通念」を「業界の社会通念」にすり替える伏線

## 2 津波襲来の可能性の根拠の信頼性、具体性について(12)

### (1) はじめに

\*個々の具体的な事実関係に応じ、(略)問題となっている結果回避措置を刑罰をもって法的に義務付けるのに相応しい予見可能性として、どのようなものを必要と考えるべきかという観点から、判断するのが相当。

### (2) 結果回避のための防護措置

\*指定弁護士の主張を前提としても、いつの時点までに前期①から④までの措置に着手していれば、本件事故前までにこれら全ての措置を完了することができたのか、判断とせず、(略)証拠上も明らかではない。(略)

\*そうすると、結局のところ、本件事故を回避するためには、本件発電所の運転停止措置を講じるほかなかったということになる。(略)

\*したがって、本件において問題となっている結果回避義務は、平成23年3月初旬までに本件発電所の運転停止措置を講じること、これに尽きていることとなる。

\*「高度の注意義務」を否定する伏線

### (3) 検討の視点(13~14)

\*原子炉内には人体に悪影響を及ぼすおそれのある放射線を放出する放射性物質が多量に存在しており、原子力発電所で事故が発生すれば、(略)甚大な危害をもたらすおそれがあることは、公知の事実といてよい。実際、本件事故の結果として公訴事実に掲げられているのは、合計44名の死亡、合計13名の傷害というものである(略)その結果が誠に重大であることは明らかである。すなわち、本件で問題となっているのは、このような重大な結果の発生を回避するための結果回避義務であるということ、まずもって考慮する必要がある。

\*本来であれば、この記述を踏まえて、原発業務には「高度の注意義務」が課されるべきことを論ずる展開となるはずだが、以下のとおり逆転する展開となる。

\*しかしながら、他方において、東京電力は、電気事業法に基づいて電力の供給義務を負っているところ、現代社会における電力は、一定の地域社会における社会生活や経済活動等を支えるライフラインの一つであり、本件発電所はその一部を構成しており、本件発電所の運転には小さくない社会的な有用性が認められ、その運転停止措置を講じることとなれば、ライフライン、ひいては当該地域社会にも一定の影響を与えるということについても考慮すべきである。

\*また、本件で問題となっている結果回避義務は、本件発電所の運転停止という作為義務を内容とするものであるから、その作為がどのような負担、困難等を伴うものであるのかについても、作為義務を課す前提となる作為の容易性又は困難性という観点から、考慮して然るべきと考える。

\*

\*前記のような結果の重大性を強調する余り、その発生メカニズムの全容解明が今なお困難で、正確な予知、予測に限界のある津波という自然現象について、想定し得るあらゆる可能性を、その根拠の信頼性や具体性の程度を問わずに考慮して必要な措置を講じることが義務付けられるとすれば、法令上、原子力発電所の設置、運転が認められているにもかかわらず、原子力発電所の運転はおよそ不可能ということになり、原子力発電所の設置、運転に携わる者に不可能を強いる結果となるのであって、もとより指定弁護士の主張もそのような前提に立つものとは思われない（14）

\*前記のような津波襲来の可能性があるとする根拠の信頼性、具体性の程度については、結局のところ、前記のような本件における結果回避義務の内容、性質等を踏まえ、原子炉の安全性についての当時の社会通念を中心として、平成23年3月初旬の時点までにおいて、どのような知見があり、本件発電所の安全対策としてどのような取組が行われ、本件発電所がどのような施設として運用されてきたかなども考慮した上で、これを決するほかないというべきである（14）。

\*「想定し得るあらゆる可能性」・・拙著の合理的危険説も、そのような極端な安全性を求めたものではない。

\*「法令上、原子力発電所の設置、運転」が禁止される場合があることには論究していない！

\*「社会通念」・・本来は、条理、常識による「社会的相当性」を中心に判断すべき事例。

\*そして、上記の社会通念は、法令上の規制やそれを補完する国の安全対策における指針、審査基準等に反映されているほかないのであるから、そのような法令上の規制やこれを補完する指針、審査指針等において、原子炉の安全性確保がどのように考えられていたのかを検討していくことになる（14）。

\*論理の飛躍

①国及び東京電力が、具体的予見可能性説の観点から原発を設置、運用していた違法な実態を無批判的に是認して、これを「社会通念」と断定・・拙著110～115頁参照（国旗事故調の「虜」指摘等）

③伊方原発訴訟最判の判示にも違反

\*具体的予見可能性説に立つこと明確にした上で、以下「無罪判断」へ一路邁進

#### 第5 予見可能性判断の前提となる事実関係（16）

- 1 平成23年3月初旬の時点における自身及び津波に関する一般的知見（略）
- 2 本件発電所の原子炉の設置許可
- 3 土木学会の津波評価技術
- 4 「長期評価」の公表
- 5 耐震設計審査指針の改訂
- 6 新指針を受けた耐震バックチェックの指示
- 7 新潟県中越沖地震を契機とした「中越沖地震対応打合せ」の開催
- 8 平成20年2月16日開催の中越沖地震対応打合せ

- 9 「長期評価」に基づく東電設計によるパラメータスタディの実施
- 10 被告人武藤に対する平成20年6月10日と同年7月31日の担当部長らによる説明
- 11 平成21年2月11日開催の中越沖地震対応打合せ
- 12 被告人武黒に対する平成21年4月ないし5月頃の担当部長らによる東電設計の津波水位計算に関する報告
- 13 土木学会第4期津波評価部会における議論
- 14 小括(22)

\*本件発電所は、地震及び津波に対する安全性を備えた施設として、適法に設置、運転されてきたものである(23)。

\*東京電力内部において、如何に「長期評価」が信頼性のないものとして取り扱われていたかを、「高度の注意義務」違反の観点からではなく、被告人らの具体的予見可能性説の観点からの弁解を正当化する観点から認定。

- 第6 「長期評価」の信頼性(25)
- 1 「長期評価」の内容
- 2 作成主体、作成過程
- 3 評価方法、審議経過
- 4 過去の地震の評価
- 5 一つの領域として評価したことについて(26)

\*「長期評価」の見解は、付加体の存在が津波地震の発生様式に関連していると考えられていたことに照らせば、同領域における北側領域と南側領域との海底地殻構造の違いとは整合しなかったものと言わざるをえない。(略)十分な根拠を示していたとはいい難い(27)。

- 6 専門家らの評価
- 7 公表前後の経緯
- 8 他の機関の扱い
- (1) 防災関係機関
- ア 中央防災会議
- イ 福島県
- ウ 茨城県
- (2) 保安院
- (3) 他の電力会社、基盤機構(30~31)
- (4) 小括(31)

\*平成23年3月初旬の時点において、「長期評価」の見解が客観的に信頼性、具体性のあったものと認めるには合理的な疑いが残るといわざるを得ない(31)。

9 津波ハザード解析の結果

\*前期の津波ハザード解析結果によれば、本件発電所の1号機~4号機の津波ハザード曲線は、津波高さOP+10mの年超過確率がフラクタル算術平均で10のマイナ

ス5乗よりもやや低い頻度にとどまっており、これは通常設計事象として取り込むべし  
頻度であるとまでは必ずしも考えられていない。

#### 10 小括 (31)

\*平成23年3月初旬までの時点においては、「長期評価」の見解は具体的な根拠  
が示されておらず信頼性に乏しいと評価されていたところ、このような「長期評価」に  
対する評価は、相応の根拠のあるものであったというべきである。

\*「長期評価」の科学的合理性と、これに対する異論の科学的合理性とを冷静に科学的に  
評価する視点の欠如・・具体的予見可能性説の重大な欠陥

\*日本海溝寄りの領域・・「付加体(堆積物)の存在」自体が仮説であり、かつ、プレー  
トテクトニス理論を前提としたものであること(島崎邦彦証言等)を無視した暴論

#### 第7 運転停止措置の容易性又は困難性

- 1 はじめに
- 2 運転停止のために必要な手続き
- 3 運転停止措置の技術的な困難性

#### 第8 予見可能性の検討 (35)

- 1 本件において業務上過失致死傷罪が成立するために必要な予見可能性

\*原子力安全委員会が平成18年9月に策定した発電用原子炉施設に関する耐震設計  
審査指針(新指針)は、(略)「施設の共用期間中に極めてまれではあるが発生する可  
能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがある」全ての地震動による地震力、あ  
るいは「施設の共用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」全ての津波  
についてではなく、いずれも、そのように「想定することが適切な」地震動による地震  
力又は津波に対して、施設の安全機能が損なわれないことを求めている。あた、「残余  
のリスク」の存在を十分認識しつつ、それを合理的に実効可能な限り小さくするための  
努力が払われることを求めているのであって、必ずしも地震動や津波によって施設の安  
全機能が損なわれる可能性が皆無もしくは皆無に限りなく近いことまでを要求してい  
るわけではなかった。

\*また、保安院は、平成21年5月に新知見ルールを定め、報告を受けた科学的、技  
術的知見については、これを耐震安全性等の評価への反映が必要な「新知見情報」、耐震  
安全性の再評価につながる可能性のある「新知見関連情報」、耐震安全評価に関連する「  
参考情報」に整理・分類することとしており、社会に存在する科学的知見又は技術的知  
見の全てを施設の安全性確保に反映させることまでを想定しているわけではなかった。

\*「可能性が皆無もしくは皆無に限りなく近いことまでを要求しているわけではなかった」  
として絶対安全又はそれに近い考え方を否定しているだけで、合理的危険への対応義務へ  
の論及は回避している。

\*そして、以後において、一転して、具体的予見可能性説の観点から「長期評価」を批判

する方向へ展開することとなる。

\* 以上のような原子炉の安全性確保についての原子炉等規制法及びこれを受けた審査指針等における規制の在り方からすると、平成23年3月初旬の時点において、同法の定める原子力施設の自然災害に対する安全性は、どのようなことがあっても原子炉内の放射性物質が外部の環境に放出されることは絶対にないといったレベルあるいはそれとほぼ同じレベルの、極めて高度の安全性をいうものではなく、最新の科学的、専門的知見を踏まえて、合理的に予測される自然災害を想定した安全性であって、そのような安全性の確保が求められていたものと解される(36)。

\* 本件発電所に10m盤を超える津波が襲来する可能性については、当時得られていた知見を踏まえて合理的に予測される程度の信頼性、具体性のある根拠を伴うものであることが必要であったと解するのが相当である(36~37)。

- \* 「絶対にないといったレベルあるいはそれとほぼ同じレベルの、極めて高度の安全性」  
・ ・拙著の合理的危険説も、そのような極端な安全性を求めたものではないことは、当然（「合理的危険説のいう「高度の注意義務」の存在を隠ぺいする騙しの論理）！
- \* 「最新の科学的、専門的知見を踏まえて、合理的に予測される自然災害を想定した安全性」  
・ ・一見すると拙著の合理的危険説と同様のものであるが、これを換骨奪胎して、既述のとおり具体的予見可能性説の観点に立っている規制当局の規制の不当な実態を無批判的に是認して、これを「最新の科学的、専門的知見」と認定。

## 2 平成23年3月初旬頃の時点における被告人の認識

(1) ~ (3) 略

(4) 小括(37)

## 3 予見可能性の存否

(1) 「長期評価」等を基礎とする予見可能性

(2) 情報収集義務(情報補完義務)

\* 被告人らが更なる情報の収集又は補充を行っていたとしても、上記内容以上の情報が得られたとは考え難く、本件発電所に10m盤を超える津波が襲来する可能性につき、信頼性、具体性のある根拠があるとの認識を有するに至るような情報を得ることができたとは認められない。

\* 被告人らに情報収集又は情報補充の懈怠が問題となるような事情は窺われない。

## 第9 結語(42)

\* 本件事故の結果は誠に重大で取り返しのつかないものであることはいうまでもない。そして、自然現象を相手にする以上、正確な予知、予測などできないことも、また明らかである

\* このことから、自然現象に起因する重大事故の可能性が一応の科学的根拠をもって示された以上、よりも安全性確保を最優先し、事故発生の可能性がゼロないし限りなくゼロに近くなるように、必要な結果回避措置を直ちに講じるということも、社会の選択

肢として考えられないわけではない。

\*極論を持ち出して、「高度の注意義務」への論及を回避する暴論！

\*しかしながら、これまで検討してきたように、少なくとも本件地震発生前までの時点においては、賛否はあり得たにせよ、当時の社会通念の反映であるはずの法令上の規制やそれを受けた国の指針、審査基準等のあり方は、上記のような絶対安全性の確保までを前提としてはいなかったとみざるを得ない。

\*確かに、被告ら3名は、本件事故発生当時、東京電力の取締役等という責任を伴う立場にあったが、そのような立場にあったからといって、発生した事故について、上記のような法令上の規制等の枠組みを超えて、結果回避義務を課すに相応しい予見可能性の有無にかかわらず、当然に責任を負うということにはならない。

\*以上の次第で、被告人らにおいて、本件公訴事実に係る業務上過失致死傷罪の成立に必要な予見可能性があったものと合理的な疑いを超えて認定することはできず、本件公訴事実については犯罪の証明がないことになるから、被告人らに対し（略）無罪の言い渡しをする。

\*東電ら電事連が規制当局を「虜」にして作り上げた原子カムラの安全神話を、そのまま是認して無罪の結論を導いている！